

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
15	R5. 2. 16	R5. 3. 9	都立学校教職員が実施したリーディング（eラーニング）型研修6講座のうち「東京の様々な人権課題」及び「東京の防災対策」の2口座のテキスト及び効果測定問題	64	1														東京都教職員研修センター
16	R5. 1. 12	R5. 3. 13	・4教指企第617号「令和4年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰の実施及び表彰候補者等の推薦について（依頼）」（都立学校長宛て） ・「都知事！わたし、東京をこう変えたいです！」当日概要書 ・映像・写真等の撮影・使用等の承諾書	30	1														教育庁指導部管理課
17	R5. 1. 12	R5. 3. 13	・4教指企第617号「令和4年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰の実施及び表彰候補者等の推薦について（依頼）」（区市町村教育委員会教育長宛て） ・児童・生徒等表彰候補調書（区市町村立学校用） ・児童・生徒等表彰候補推薦書（都立学校用） ・児童・生徒等表彰候補調書（都立学校用） ・「都知事！わたし、東京をこう変えたいです！」当日概要書 ・多文化共生推進事業報告	42	1					1	1			1				・特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウ（及び内部管理）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・公にすることにより、今後同番号を使用した際に業務に關係のない電話をされるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
18	R5. 1. 12	R5. 3. 13	○令和5年度東京都教育委員会第1回定例会の報告事項（4）のうち、都立高校生のUAEへの派遣研修について ・「海外における先進技術の見聞などの体験」の具体的な内容を示す文書。また、●●氏が訪問先の日本企業について文科省とやり取りした文書 ・防衛（関連）産業（軍需産業。戦闘機や軍艦等を作っていないくても、レーダーや炭素繊維、暗闇でも見られるゴーグル、衛星等、軍事関連する産業も含む）と交流したり訪問したりしたことが分かる文書 ○どうきょう総文2022について、これまでに開示されたじやばらのマナー等の冊子のようなもの以外に、皇室対応について職員や生徒とやりとりした文書						1								請求に係る文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	
19	R5. 1. 12	R5. 3. 13	・「東京体験スクール」の具体的な内容を示す文書														東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁指導部管理課	
20	R5. 1. 12	R5. 3. 13	・「日勤講師（非常勤教員）採用選考推薦書兼業績評価書」記入要領 ・日勤講師（非常勤教員）採用選考推薦書兼業績評価書様式（区市町村立学校用）及び（都立学校用） ・令和4年度東京都公立学校日勤講師（非常勤教員）採用候補者選考実施要綱 ・令和4年度日勤講師（非常勤教員）採用選考案内＜公募によらない再度任用：申込区分（1）＞ ・令和4年度日勤講師（非常勤教員）採用選考案内＜公募による任用：申込区分（2）＞	17	1										1		公にされることにより、選考の基準や過程が明らかになり、選考に関する事務に關し、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため	教育庁人事部選考課	
21	R5. 1. 12	R5. 3. 13	・都立学校等に勤務する日勤講師、時間講師及び特別専門講師の業績評価及び推薦に関する要綱 ・業績評価・推薦書記入上の注意 ・評価基準・着眼点の例【時間講師・特別専門講師】 ・時間講師業績評価・推薦書（様式） ・臨時の任用教職員に対する人事評価の実施について（通知） ・臨時の任用教職員人事評価書（様式） ・東京都公立学校時間講師採用候補者選考実施要綱	19	1										1		公にされることにより、業績評価の基準や過程が明らかになり、業績評価に関する事務に關し、適正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため	教育庁人事部職員課	

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
29	R5. 2. 15	R5. 3. 16	傷害総合保険証券	2		1							1					・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大島海洋国際高等学校
30	R5. 2. 15	R5. 3. 16	損害賠償責任保険証券	2		1							1					・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立町田の丘学園
31	R4. 8. 1	R5. 3. 17	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業実施方針 ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業分担金要項 ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る施設借用に関する調査について ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）に係る実施スケジュール及び事前調査について ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の説明会に係る資料送付について ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）夜間学級等における成人生徒の受験等に係る同意について ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）生徒用申込マニュアル（英語版）の参考送付について ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）生徒個人ID不足に係る対応について ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）における特別措置申請について ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）生徒・保護者向けリーフレットの送付について ・出張復命書	1	1													教育庁指導部指導企画課	
32	R4. 8. 1	R5. 3. 17	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2に関する覚書 ・事業の方針変更等に関する覚書 ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業実施協定（令和4年度） ・協力会社からの誓約書 ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る施設借用に関する調査についてに対する学校回答、区市町村回答 ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る電子メールアドレス調査について、回答一覧 ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る施設借用の決定及び詳細調査について、学校回答 ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）に係る「令和4年度特別措置に関する案内書」の送付について ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）先生用webサイトの機能制限に係る代替対応について、承諾書 ・ESAT-Jロゴマーク利用承諾書 ・出張実施起案原議 ・出張記録	1		1				1	1	1	1	1				・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため ・事業者の事業活動を行う上でのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・公にすることにより、本試を実施した学校名等が判明し、外部から学校への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校に協力を依頼する際、学校からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・開示が前提となると、各学校からの協力を得ることが困難となるおそれ及び各学校教職員の意見や率直な回答が妨げられ、各学校の会場借用に関する各学校の実態を把握することが困難となり、会場の調整に支障が出るなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・区市町村立ネットワーク構成等に関する情報であり、公にすることにより、不正アクセスを受けるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・区市町村立ネットワーク構成等に関する情報であり、公にすることにより、自治体のセキュリティ上の安全が脅かされ、当該自治体の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 等	教育庁指導部指導企画課

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 應 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
33	R4. 8. 1	R5. 3. 17	・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る施設借用に関する施設借用に関する詳細調査についてに対する（構内図・避難誘導経路図） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る施設借用の決定及び詳細調査について学校回答（構内図・避難誘導経路図） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施に係る施設借用に関する詳細調査についてに対する学校回答（構内図・避難誘導経路図）					1									・学校の施設に関する情報であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・学校の施設に関する情報であり、公にすることにより、学校の安全管理上の地位が脅かされ、学校運営の支障を及ぼすおそれがあるため ・本試を実施した学校に関する情報であって、当該情報を公にすることにより、学校が特定され、外部から学校への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校に協力を依頼する際、学校からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課
34	R5. 3. 7	R5. 3. 20	東京都立大森高等学校生活指導内部規定	10	1													都立大森高等学校
35	R5. 3. 7	R5. 3. 20	令和4年度拡大生活指導部会資料（生活指導統一基準の設定について）	1	1													都立雪谷高等学校
36	R5. 3. 9	R5. 3. 20	東洋都立大田桜台高等学校生活指導規定	16		1									1		生徒指導について規定した学校内部の基準については、公にすることにより、本校における今後の生活指導等に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大田桜台高等学校
37	R5. 3. 8	R5. 3. 20	東京都教育委員会が保有する英語スピーキングテスト関係のすべての●●の音声データの一切					1								請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうこととなるため	教育庁指導部指導企画課	
38	R5. 3. 8	R5. 3. 20	予算説明書（令和3年度、令和4年度、令和5年度）	3	1													教育庁総務部総務課
39	R5. 3. 8	R5. 3. 20	令和3年度公立小中学校事務共同実施支援事業決算説明書	1	1													教育庁総務部総務課
40	R5. 3. 8	R5. 3. 20	令和4年度公立小中学校事務共同実施支援事業決算説明書				1									開示請求日現在作成しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課	
41	R5. 2. 16	R5. 3. 27	・R4ハラスメント防止月間理解度チェックリスト ・R4ハラスメント防止月間周知用チラシ ・R4ハラスメント防止月間管理監督者向けチラシ	14	1													教育庁人事部職員課
42	R5. 3. 23	R5. 3. 28	・報道機関取材受付簿	19	1													教育庁総務部広報統計課
43	R5. 2. 12	R5. 3. 30	・4教学高第2612号「令和5年度デジタルスキル講座運営業務委託（単価契約）」 ・「進学指導推進校等の学力向上支援」「普通科高校における「スキルアップ推進校」指定制度の創設」に関する検討資料	52		1									1		・積算に関する情報は、公にすることにより、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・都立高等学校の内部事情に関する情報であって、公にすることにより、関係高等学校の運営の支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
44	R5. 3. 27	R5. 3. 30	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課
45	R5. 3. 27	R5. 3. 30	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1													教育庁都立学校教育部高等学校教育課

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 應 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
46	R5. 3. 28	R5. 3. 30	・令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	15	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
47	R5. 1. 30	R5. 3. 31	・中1・中2におけるスピーキング力を測るテストの実施 ・令和5年度予算要求資料（「使える英語力」の育成）	1	1						1			1				・事業者のノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・内部的な審議、検討又は協議に関する情報で未成熟な情報を記載したものであり、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・内部的な審議、検討又は協議に関する情報で未成熟な情報を記載したものであり、公にすることにより、今後の事業者選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課
48	R5. 1. 30	R5. 3. 31	令和5年度に中1、中2に英語スピーキングテストを行うことについて、検討会議の議事録や配布資料など一切の文書や図面や電磁的記録					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部指導企画課	
49	R5. 1. 30	R5. 3. 31	・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施要項の策定について（4教指企第460号） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施要項	1	1									1			公にすることにより、業務に関係のない電話をされるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課	
50	R5. 1. 30	R5. 3. 31	ESAT-J（12月18日実施分）の成績等の通知について、作成するに当たって、実施事業者から提供された資料（元データを含む）、やり取りなどの一切の文書や図面や電磁的記録					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部指導企画課	
51	R5. 2. 2	R5. 3. 31	・4教指企第1387号「令和4年度卒業式及び令和5年度入学式等の実施について（通知）」 ・4教指企第1388号「新型コロナウイルス感染症対策を施した令和4年度卒業式及び令和5年度入学式等の実施について（通知）」 ・3教指高第776号「関係機関と連携した防災講話の実施校の決定について（通知）」	12	1													教育庁指導部管理課	
52	R5. 2. 2	R5. 3. 31	・4教総第2414号令和5年1月17日付開示決定等期間延長通知書の2-3の都立高生UAEの派遣研修について、文科省、知事部局、UAE大使館とでやり取りした文書 ・都立高校の防災訓練について、宿泊がmustではなくなったことが分かる文書					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 應 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
53	R5. 2. 7	R5. 3. 31	民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業 基本協定その2	1		1								1	1	1			・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼす おそれがあるため ・試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公 正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるため ・試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、 公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるため ・試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることによ り、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その 他社会的な地位が損なわれると認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、 当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損な われると認められるため	教育庁指導部 管理課
54	R5. 2. 7	R5. 3. 31	採点の際に参照した採点基準、あるいは、採点基準の帰属組織がわかる一切の文書															採点の際に参照した採点基準、採点基準の帰属組織は、東京都教育 委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは東 京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実 施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同 一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしな いものとする。」に該当するため	教育庁指導部 管理課	
55	R5. 2. 9	R5. 3. 31	民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業 基本協定その2	1		1								1	1	1			・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼす おそれがあるため ・試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公 正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるため ・試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることによ り、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることによ り、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その 他社会的な地位が損なわれると認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、 当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損な われると認められるため	教育庁指導部 管理課
56	R5. 2. 9	R5. 3. 31	本部マニュアル（11月27日分、12月18日分）	1		1								1		1			・事業者の試験運営上のノウハウに関する情報であって、公にすること により、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地 位が損なわれると認められるため ・本試を実施した学校名等であって、当該情報を公にすることによ り、外部から学校等への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応の ために学校等の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報 を公にすることにより、東京都教育委員会と学校等との信頼関係が 損なわれ、今後、同様に学校等に協力を依頼する際、学校等からの 協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部 管理課
57	R5. 2. 9	R5. 3. 31	11月27日及び12月18日に行われた英語スピーキングテストについて、都教 委に設置された実施本部と実施事業者間で行われたやり取り（実施報告事項を含 む）に関する一切の文書や図面や電磁的記録					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課	

令和4年度 公文書開示（令和5年3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	總 枚 數	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 應 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
58	R5. 2. 9	R5. 3. 31	2月7日付スピーキングテスト（ESAT-J）受験者の評価の修正について ・2月2日付に実施事業者からの報告に関する一切の文書や図面や電磁的記録 ・再点検に関する方法などが分かる一切の文書や図面や電磁的記録					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課
59	R5. 2. 10	R5. 3. 31	●●が提出した要望書（●年●月●日提出、同●月●日回答期限）について、東京都教育委員会が対応を検討したことを示す一切の文書又は電磁的記録					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課
60	R5. 2. 11	R5. 3. 31	以下2つの時点の英語スピーキングテスト（2022年11月27日実施）の前半組・後半組の小数点第3位までを明らかにした平均点を示す文書又は電磁的記録 ・受験者の評価修正の反映前 ・受験者の評価修正の反映後					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課